

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第31号

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
条例等の名称	該当条項	条例等の名称	該当条項
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<u>瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）</u>	第4条第1項	<u>瀬戸市乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）</u>	第4条第1項
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<u>瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）</u>	第5条第1項	<u>瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）</u>	第5条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）の項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。